

みなべ町行政改革第 1 次実施計画

平成 1 9 年度 ~ 平成 2 3 年度

み な べ 町

目 次

第 1 実施計画策定の基本的な考え方

| | |
|----------------------|---|
| 1 実施計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 実施計画の期間 | 1 |
| 3 実施計画の推進体制 | 1 |
| (1) 行政改革推進本部における進行管理 | |
| (2) 住民への公表 | |
| (3) 議会への報告 | |

第 2 行政改革の具体的施策

| | |
|---------------------|----|
| 行政改革の施策体系 | 2 |
| 実施計画の主な数値目標 | 3 |
| 1. 事務事業の見直し | 4 |
| 01 会計等に関する項目 | 5 |
| 02 財産管理等に関する項目 | 7 |
| 03 使用料委託料に関する項目 | 10 |
| 04 町民に係わる事業に関する項目 | 12 |
| 05 事務の効率化を目指す項目 | 15 |
| 2. 組織・機構の見直し | 16 |
| 3. 定員管理及び給与の適正化の推進 | 19 |
| 4. 人材育成の推進及び人材確保 | 22 |
| 5. 行政の情報化と行政サービスの向上 | 24 |
| 6. 公共施設の設置及び管理運営 | 26 |
| 7. 公債負担の健全化 | 28 |

第 1 実施計画策定の基本的な考え方

1 実施計画策定の趣旨

この「実施計画」は、「みなべ町行政改革大綱」に基づき実施すべき改革項目について、具体的な改革の内容及びスケジュールを明らかにするため策定するものである。

2 実施計画の期間

平成 19 年度から 23 年度（5 年間）

平成 18 年 10 月に作成した定員管理計画、平成 19 年 3 月に作成した財政健全化計画（集中改革プラン）との数値目標等の調整のため、計画期間を平成 19 年度からの 5 カ年とした。

3 実施計画の推進体制

(1) 行政改革推進本部における進行管理

実施計画を迅速かつ着実に実施していくために、みなべ町行政改革推進本部を中心とする庁内組織において、進行管理を行う。

また、新たに取り組むべき事項が生じた場合には、実施計画に位置付け、その進行管理もあわせて行うこととする。

(2) 住民への公表

実施計画の実施状況については、定期的に広報や町のホームページ等に掲載して公表する。

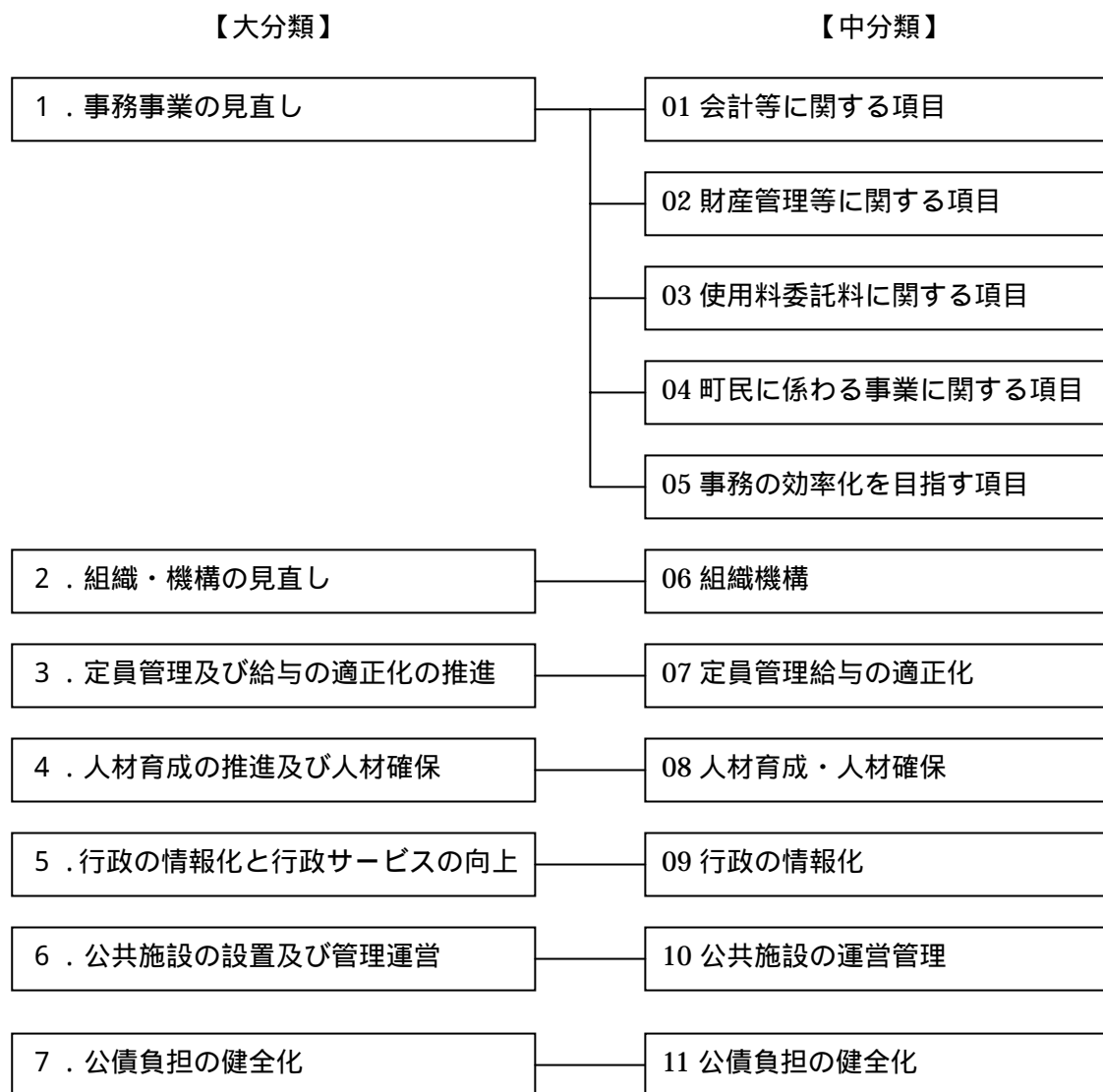
(3) 議会への報告

実施計画の実施状況については、議会へ定期的に報告し、行政改革の進行管理に取り組むこととする。

第 2 行政改革の具体的施策

行政改革の施策体系

行政改革の具体的施策を定めるに当たって以下のように体系化する。



実施計画の主な数値目標

行政改革第1次実施計画においては、32の項目を掲げ、平成23年度までに合計約281,000千円の節減を目指す。

単位：千円

| | 項目数 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 削減額合計 |
|---------------------|-----|---------|---------|---------|---------|----------|----------|
| 1. 事務事業の見直し | 19 | ▲6,500 | ▲11,940 | ▲16,135 | ▲15,995 | ▲16,670 | ▲67,240 |
| 2. 組織・機構の見直し | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | ▲6,643 | ▲6,643 |
| 3. 定員管理及び給与の適正化の推進 | 4 | 6,270 | ▲9,624 | ▲23,911 | ▲32,492 | ▲107,045 | ▲166,802 |
| 4. 人材育成の推進及び人材確保 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 5. 行政の情報化と行政サービスの向上 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 6. 公共施設の設置及び管理運営 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 7. 公債負担の健全化 | 1 | ▲10,184 | ▲6,831 | ▲9,268 | ▲8,598 | ▲5,442 | ▲40,323 |
| 合計 | 32 | ▲10,414 | ▲28,395 | ▲49,314 | ▲57,085 | ▲135,800 | ▲281,008 |

数値目標額について

1. 各年度の数値目標額は平成18年度決算額と各年度の決算額(見込額)との比較数値である。
但し、公債負担の健全化の数値目標は各年度の節減額。
2. 数値目標額は、節減が可能と見込まれる項目の数値である。(平成19年度は効果額)
3. 節減が見込まれるが、節減額を予測できない項目は数値目標を未定としている。
4. 数値目標額は、計画の進行管理に伴い効果額の調査や新たな目標設定により見直しを行う。

1. 事務事業の見直し

(1) 基本方針

町行政の責任領域を見直し、行政関与の必要性、受益と負担の公平確保、行政効率、効果などを十分吟味して一層の事務事業の整理合理化を図っていく。

町民の複雑多様化する行政需要や新たな行政課題を的確に把握し、町として実施すべき施策の選択や重点化を図っていく。

補助金等については、行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効果等を精査し、適正な執行を図っていく。

各種申請等の事務手続についても、町民サービスの向上、行政事務の簡素化の観点から、できる限り簡略化や処理日数の短縮化を図るよう改善に努めていく。

町民の利便性、行政運営の効率化のため、民間委託が可能なものについては積極的に民間委託を推進していく。

地方分権の推進に伴い、町の行政領域が年々拡大されることが見込まれ、その事務も複雑多様化すると予想されるため事務処理の簡素合理化を図るとともに、より総合的な行政サービスと施策展開が実施できる体制に努めていく。

(2) 具体的項目と数値目標

事務事業の見直しに関して 19 の項目を掲げ、うち「物品購入の見直し、事務費の節約」「コピー機、複合機の設置台数削減」「高速道路使用料の縮減」「補助金・社会関係保障費の見直し」「県内出張時の日当廃止」などについて具体的に数値目標を設定し、平成 23 年度までに約 67,000 千円の節減を目指す。

単位：千円

| | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 削減額 合計 |
|-------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------|
| 1. 事務事業の見直し | | | | | | |
| 01 会計等に関する項目 | 0 | ▲2,200 | ▲3,470 | ▲3,470 | ▲3,470 | ▲12,610 |
| 02 財産管理等に関する項目 | 0 | ▲1,790 | ▲1,790 | ▲1,790 | ▲1,790 | ▲7,160 |
| 03 使用料委託料に関する項目 | ▲3,500 | ▲3,990 | ▲3,990 | ▲3,990 | ▲3,990 | ▲19,460 |
| 04 町民に係わる事業に関する項目 | ▲3,000 | ▲3,960 | ▲4,885 | ▲4,745 | ▲5,420 | ▲22,010 |
| 05 事務の効率化を目指す項目 | 0 | 0 | ▲2,000 | ▲2,000 | ▲2,000 | ▲6,000 |
| 合計 | ▲6,500 | ▲11,940 | ▲16,135 | ▲15,995 | ▲16,670 | ▲67,240 |

01. 会計等に関する項目

| 項目 | 物品購入の見直し、事務費の節約 | 所管課 | 全課室 | | | |
|-------|-----------------|--|-------|-------|-------|-------|
| 1 | 現在の方法と課題 | 事務用品はそれぞれの課で購入しているため、購入単価に差がある場合がある。 (コピー用紙、プリンタトナーなどの消耗品) | | | | |
| | 到達目標 | 経費の削減 | | | | |
| | 取組方法 | <p>購入単価を下げる方策の徹底と単価契約の検討 庁内の事務で大量に購入する物品は、入札等により価格を下げる努力をする。 大量消費物品 (コピー用紙、コピー・プリンター消耗品(トナー)、ファイル、ガソリンなど) 集中管理による単価契約も検討する。 価格検討 単価契約 発注(原課) 請求書の集中 原課へ通知</p> <p>物品購入に係る事務費を削減するため、庁内全体で調整する仕組み(担当部署や事務の流れ)を作る。</p> | | | | |
| | 改善見込額 (千円) | 数値目標 (購入単価の見直しによる消耗品費等の節減額) | | | | |
| H19年度 | | H20年度 | H21年度 | H22年度 | H23年度 | 5ヶ年計 |
| | | 1,600 | 1,600 | 1,600 | 1,600 | 6,400 |

| 項目 | 口座振替領収書の廃止 | 所管課 | 関係課 | | | |
|-------|---------------|---|-------|-------|-------|-------|
| 2 | 現在の方法と課題 | 税金等の領収書は、口座振替後に電算システムから専用はがきに印刷して、さらに個人情報保護のため特注のシールを貼り付けて郵送している。 | | | | |
| | 到達目標 | 郵便料、事務費の節減 | | | | |
| | 取組方法 | <p>税額等の決定等口座引き落としの通知を行っていること、引き落とされた通帳には記帳され、税の申告時の控除資料にも通帳の提示等で対応できることから口座振替領収書は廃止する。 領収書により水量や金額を確認することが必要と思われる水道及び下水道(農業集落排水は除く)は、確認等が可能なシステムが構築されれば廃止する。 なお、町民等からの申し出があれば、領収書は発行する。</p> | | | | |
| | 改善見込額 (千円) | 数値目標 (廃止による消耗品費、役務費の節減額) | | | | |
| H19年度 | | H20年度 | H21年度 | H22年度 | H23年度 | 5ヶ年計 |
| | | | 770 | 770 | 770 | 2,310 |

| | 項目 | 口座振り込み通知書の廃止 | | | 所管課 | 関係課 |
|-------|---------------|--|-------|-------|-------|-------|
| 3 | 現在の方法 と課題 | 債権者（町民や業者）への支払い事務において、口座振り込みを行った場合、口座振り込み通知書を口座振替通知書と同じく専用はがきで郵送している。 | | | | |
| | 到達目標 | 郵便料、事務費の節減 | | | | |
| | 取組方法 | 通知書の廃止がそれぞれの事務で可能か、廃止するためには法的な手続きが必要なのか、電算システムを改修して相手方通帳に担当課名を表示するなど、関係する業務の担当者で対応を検討し、町民の理解の上で廃止の方向とする。 なお、町民等からの申し出があれば、通知書は発行する。 | | | | |
| | 改善見込額 (千円) | 数値目標（廃止による消耗品費、役務費の節減額） | | | | |
| H19年度 | | H20年度 | H21年度 | H22年度 | H23年度 | 5ヶ年計 |
| | | | 500 | 500 | 500 | 1,500 |

| | 項目 | 新聞、雑誌、追録など購読の見直し 新聞、雑誌等への有料広告の廃止 | | | 所管課 | 総務課 関係課 |
|-------|---------------|--|-------|-------|-------|------------|
| 4 | 現在の方法 と課題 | 庁舎や各施設で新聞や雑誌など複数購読している場合がある。 新聞等への広告掲載の基準がない。 | | | | |
| | 到達目標 | 物品費の節減 | | | | |
| | 取組方法 | 庁舎や施設では、新聞を購読する目的を明確にする。 同一施設で複数紙を購読している場合は購読数を減らす。 新聞の外に、業務において必要な情報の収集はインターネットを活用していく。 法令等の追録図書についても、購読の必要性を見直していく。 新聞、雑誌等への有料広告の原則廃止。（宣伝等必要な場合は除く。） | | | | |
| | 改善見込額 (千円) | 数値目標（新聞の購読数見直しによる消耗品費の節減額） | | | | |
| H19年度 | | H20年度 | H21年度 | H22年度 | H23年度 | 5ヶ年計 |
| | | 600 | 600 | 600 | 600 | 2,400 |

02. 財産管理等に関する項目

| 項目 | 利用予定のない町有地等の売却・貸付（遊休資産売却・有料貸付）及び町借入地の整理 | 所管課 | 総務課 関係課 | | | |
|-------|---|---|------------|-------|-------|------|
| 5 | 現在の方法 と課題 | 道路整備等の公共事業に伴う残地、用途廃止された公共用地等の未利用地は、行政財産として特に活用されておらず、管理面でも不必要なコストが生じている。又、町借入地についても借入期間が長期に亘るなど整理していく必要がある。 | | | | |
| | 到達目標 | 財産の整理、自主財源の確保 | | | | |
| | 取組方法 | 公共事業の残地購入などで取得している利用が見込めない遊休町有地について、隣接所有者等への売却や有料貸付を行っていく。 現在貸付中の土地についても料金金額の見直しや売り払いを検討する。 売り払いの方法についても、各種手続きや他の自治体の例を研究し検討する。 町借入地の見直しを行い整理する。 | | | | |
| | 改善見込額 (千円) | 数値目標 未定 | | | | |
| H19年度 | | H20年度 | H21年度 | H22年度 | H23年度 | 5ヶ年計 |
| | | | | | | |

| 項目 | コピー機、複合機の設置台数削減 | 所管課 | 総務課 関係課 | | | |
|-------|-----------------|--|------------|-------|-------|-------|
| 6 | 現在の方法 と課題 | 現在は数社のリース会社と契約し毎月リース料定額を支払い、その上で購入業者に使用料として基本料金とコピー枚数当たりの料金を支払う方法が大半を占めている。また機種によってコピー1枚当たりの単価に差がある。 | | | | |
| | 到達目標 | 事務費の節減 | | | | |
| | 取組方法 | コピー機の台数削減も考え、リース料、使用料について契約更改時に全庁的に見直しを行う。リース終了機器で使用できる機器は買い取りや再リースで対応し、機器を更新する場合には、入札等により費用の低減を図る。 | | | | |
| | 改善見込額 (千円) | 数値目標 (コピー機の買い取り、再リースによる使用料の節減額) | | | | |
| H19年度 | | H20年度 | H21年度 | H22年度 | H23年度 | 5ヶ年計 |
| | | 300 | 300 | 300 | 300 | 1,200 |

| | 項目 | 公用車台数の削減、軽自動車化、集中管理 | 所管課 | 総務課 関係課 | | |
|-------|---------------|---|-------|------------|-------|-------|
| 7 | 現在の方法 と課題 | 会計課を除く各課室等に1台から複数の公用車を配置している | | | | |
| | 到達目標 | 事務費の節減 | | | | |
| | 取組方法 | 遠距離の出張用に普通自動車を限定して総務課で集中管理とし、軽車両や特殊用途の車などは各課管理とする。 公用車使用の際は、行き先・走行距離（メーター）・給油状況・日常点検などを記録することとし、日常の利用状況を把握して、さらなる削減に努める。 | | | | |
| | 改善見込額 (千円) | 数値目標（公用車台数の削減による維持管理費の節減額） | | | | |
| H19年度 | | H20年度 | H21年度 | H22年度 | H23年度 | 5ヶ年計 |
| | | 680 | 680 | 680 | 680 | 2,720 |

| | 項目 | 消耗品費、光熱水費の削減 | 所管課 | 総務課 | | |
|-------|---------------|---|-------|-------|-------|-------|
| 8 | 現在の方法 と課題 | 事務に係るコピーの枚数や、庁舎の維持経費の節約や庁舎、施設の節電を行っているが、なお一層の節約、節電に努める必要がある。 | | | | |
| | 到達目標 | 紙の使用枚数削減 施設の維持経費の節減 | | | | |
| | 取組方法 | 節約に対する職員の意識改革（日常の習慣づけを徹底） ・コピー機の使用に際しては、必要性を意識して使用することとする。 ・使っていないスペースの電灯やパソコンをこまめに消すようにする。 ・冷暖房についても、設定温度の厳守はもとより、使っていないときには電源を切るよう徹底する。 ・施設毎の維持管理経費を定期的に職員に知らせ、経費の状況を意識させる。 第1庁舎にデマンドコントローラー（電力消費警告装置）を設置して、電気の使用状況を把握し節電に努める。また学校等の公共施設にも設置を検討していく。 | | | | |
| | 改善見込額 (千円) | 数値目標（公共施設の電気料金の節減額） | | | | |
| H19年度 | | H20年度 | H21年度 | H22年度 | H23年度 | 5ヶ年計 |
| | | 600 | 600 | 600 | 600 | 2,400 |

| | 項目 | 施設のテレビ設置台数見直し | 所管課 | 総務課 関係課 | | |
|---|---------------|--|--------|------------|--------|--------|
| 9 | 現在の方法 と課題 | 町施設に設置されたテレビで、使用頻度の低いものもある。 | | | | |
| | 到達目標 | 経費の削減 | | | | |
| | 取組方法 | 施設のテレビについては、電気の消費の他、台数に応じて NHK の受信料が必要なことから、目的を持って設置する必要最小限の台数とする。 テレビ設置の目的を検証し、必要、不必要の判断をする。 | | | | |
| | 改善見込額 (千円) | 数値目標 (テレビ設置台数削減による維持管理費の節減額) | | | | |
| | | H19 年度 | H20 年度 | H21 年度 | H22 年度 | H23 年度 |
| | | 210 | 210 | 210 | 210 | 840 |

03. 使用料委託料に関する項目

| | 項目 | 委託料の縮減 | 所管課 | 総務課 関係課 | | |
|--------|---------------|---|--------|------------|--------|--------|
| 10 | 現在の方 法と課題 | 委託業務は、行政運営に欠かせないものになっているが、その費用は経常経費の多くを占めており、また適正価格を判断する事が難しいことから、委託費用の積算根拠を明確にして、経費の縮減を図る必要がある。 (例) ・ 電算業務委託 ・ 一般廃棄物収集運搬、塵埃処理委託 ・ エレベーター保守管理業務委託 ・ 公共施設の清掃、警備業務委託 ・ 車両運転業務など | | | | |
| | 到達目標 | 経費の削減 調達方法の明確化 | | | | |
| | 取組方法 | 継続的に安定した業務遂行が必要な事業などであるが、経費節減の目的から委託料の精査など、創意工夫によって縮減に取り組んでいく。 | | | | |
| | 改善見込 額(千円) | 数値目標 (電話交換業務委託の廃止による節減額) | | | | |
| H19 年度 | | H20 年度 | H21 年度 | H22 年度 | H23 年度 | 5ヶ年計 |
| | 3,500 | 3,500 | 3,500 | 3,500 | 3,500 | 17,500 |

| | 項目 | 施設の清掃用具借上料の見直し | 所管課 | 総務課 関係課 | | |
|--------|---------------|---|--------|------------|--------|-------|
| 11 | 現在の方 法と課題 | 役場庁舎のほかに各施設において借り上げによる清掃用具を使用している施設と、使用していない施設がある(学校、保育所、体育館施設など) | | | | |
| | 到達目標 | 清掃用具借上料の節減 | | | | |
| | 取組方法 | 庁舎や、保育所、学校等の公共施設で、借り上げによる清掃用具(床マットやモップ類)を最低限の数量とし、使用料の削減を図る。 | | | | |
| | 改善見込 額(千円) | 数値目標 (施設の清掃用具数見直しによる節減額) | | | | |
| H19 年度 | | H20 年度 | H21 年度 | H22 年度 | H23 年度 | 5ヶ年計 |
| | | 360 | 360 | 360 | 360 | 1,440 |

| | 項目 | 高速道路使用料の縮減 | | | 所管課 | 関係課 |
|--------|-----------|---|--------|--------|--------|-------|
| 12 | 現在の方法と課題 | 高速道路「みなべ IC」が供用開始されたことにより、職員の出張については高速道路を使用することが多くなったが、高速道路の利用については明確な基準がなかった。 | | | | |
| | 到達目標 | 経費節減 職員の節約意識向上 | | | | |
| | 取組方法 | 出張時の高速道路使用は、出張先が遠隔地の場合とし、近郊へのお出張時には移動時間に余裕を持つことと、且つ高速道路料金の節約を心がける。 また、ETC 割引が使用できる時間帯に高速道路へ乗るなどして経費節減に努める。 | | | | |
| | 改善見込額(千円) | 数値目標（高速道路使用方法を定めることによる節減額） | | | | |
| H19 年度 | | H20 年度 | H21 年度 | H22 年度 | H23 年度 | 5 ヶ年計 |
| | | 130 | 130 | 130 | 130 | 520 |

04. 町民に係わる事業に関する項目

| | 項目 | 町民が負担する使用料、手数料等の見直し | 所管課 | 全課室 | | | | | | | | | | | | | |
|-------|-----------|---|-------|-------|------|--|-------|-------|-------|-------|-------|------|--|--|--|--|--|
| 13 | 現在の方法と課題 | <p>多種多様の行政サービスを提供する中で、その運営経費が大きくなっていることから、経費削減とともに収入の確保が課題となっている。</p> <p>また、町内で使用料金に差があり、統一する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 水道料金は、公営企業である上水道と簡易水道の会計の違いや、業務別、口径別の料金体系の違いがある。 集落排水事業料金は、旧町と旧村で料金体系が違い、統一する必要がある。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 到達目標 | <p>町民負担の公平性確保</p> <p>サービスの向上</p> <p>公営企業、特別会計事業における自主財源の確保</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 取組方法 | <p>持続的なサービスの提供、受益者負担と公平性の観点から、使用料、手数料等について適正であるかを検証し、必要な見直しを行う</p> <p>料金の見直しについては、近隣町村の使用料額を調査し、必要な検討を行い、町民の理解を求めた上で実施していく。</p> <p>また、合併時からの課題である水道料金は統一方法を今後更に検討することとし、集落排水事業料金については公共下水道料金を含めて料金統一を図っていく。</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 改善見込額(千円) | <p>数値目標 未定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H19年度</th> <th>H20年度</th> <th>H21年度</th> <th>H22年度</th> <th>H23年度</th> <th>5ヶ年計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | | | | | H19年度 | H20年度 | H21年度 | H22年度 | H23年度 | 5ヶ年計 | | | | | |
| H19年度 | H20年度 | H21年度 | H22年度 | H23年度 | 5ヶ年計 | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | 項目 | 町単独補助金の見直し | 所管課 | 全課室 | | | | | | | | | | | | | |
|-------|-----------|--|-------|-------|--------|--|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 14 | 現在の方法と課題 | <p>各種団体への補助金及び、大会や行事への町単独補助金について見直す必要がある。</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 到達目標 | <p>補助基準の明確化</p> <p>経費の縮減</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 取組方法 | <p>活動内容、構成人数、公益性、有効性を評価し、見直しを行っていく。</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 改善見込額(千円) | <p>数値目標 (農道・農業用排水路整備補助金の見直しによる節減額)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H19年度</th> <th>H20年度</th> <th>H21年度</th> <th>H22年度</th> <th>H23年度</th> <th>5ヶ年計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,000</td> <td>3,000</td> <td>3,000</td> <td>3,000</td> <td>3,000</td> <td>15,000</td> </tr> </tbody> </table> | | | | | H19年度 | H20年度 | H21年度 | H22年度 | H23年度 | 5ヶ年計 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 |
| H19年度 | H20年度 | H21年度 | H22年度 | H23年度 | 5ヶ年計 | | | | | | | | | | | | |
| 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 15,000 | | | | | | | | | | | | |

| 項目 | 社会福祉、社会保障費の見直し | | | | 所管課 | 保健福祉課 |
|-------|----------------|--|-------|-------|-------|-------|
| 15 | 現在の方法と課題 | <p>敬老福祉大会や長寿祝い金など福祉関係事業は合併前の旧町村から継続しているが、社会保障費、福祉にかかる経費は全般的に増加の傾向にあり、縮減が課題となっている。</p> | | | | |
| | 到達目標 | <p>事業実施による効果の評価と検証による改善経費の縮減</p> | | | | |
| | 取組方法 | <p>敬老福祉大会対象者については、高齢者人口の増加により、会場の収容人数の関係から対象年齢を2年に1歳ずつ繰り上げ、6年後に74歳から喜寿である77歳とする。</p> <p>長寿祝い金については平均寿命の伸長により、これも対象年齢を2年に1歳ずつ繰り上げ10年後の支給年齢を80歳から85歳とする。</p> | | | | |
| | 改善見込額(千円) | 数値目標 (長寿祝い金の見直しによる節減額) | | | | |
| H19年度 | | H20年度 | H21年度 | H22年度 | H23年度 | 5ヶ年計 |
| | | | 925 | 785 | 1,460 | 3,170 |

| 項目 | 健康診断での受診者負担の検討 | | | | 所管課 | 保健福祉課 |
|-------|----------------|---|-------|-------|-------|-------|
| 16 | 現在の方法と課題 | <p>平成20年度から後期高齢者医療制度において、75歳以上者は、健康診断(基本健診分)では600円の料金を徴収しており、75歳未満者の国民健康保険で実施する健康診断(基本健診分)でも600円を徴収している。ガン検診はこれまでどおり無料となっている。</p> | | | | |
| | 到達目標 | <p>町民の健康増進での健康診断の効果検証 保険会計の健全化</p> | | | | |
| | 取組方法 | <p>町民の健康維持のため、必要な健康診断は広く受診してもらえるようにすることが必要である。</p> <p>財源の問題もあるが、受診率の低下を招くことのないよう負担金徴収について慎重に検討していく。</p> | | | | |
| | 改善見込額(千円) | 数値目標 (健康診断受診料収入による節減額) | | | | |
| H19年度 | | H20年度 | H21年度 | H22年度 | H23年度 | 5ヶ年計 |
| | | 960 | 960 | 960 | 960 | 3,840 |

| | 項目 | 町税及び町徴収金の収納率向上と債権回収の徹底 | | | | 所管課 | 税務課 建設課 関係課 |
|-------|---------------|---|-------|-------|-------|------|-------------------|
| 17 | 現在の方 法と課題 | 収納率の向上対策や滞納整理については、業務担当課において担当職員がそれぞれ取組んできた。滞納整理が課題となっている業務は、税、住宅使用料、各種貸付金がある。 | | | | | |
| | 到達目標 | 町税等の町民負担の公平化、適正化 自主財源の確保と健全財政運営の推進 職員の税等の財源に対する認識強化（滞納処理に取り組むための意識の向上） | | | | | |
| | 取組方法 | 町税及び町徴収金等の収納率の向上と滞納整理は、町全体の課題として組織的に取り組んでいく。 滞納対策では全庁的に取り組む組織を設置し、各課が連携して臨戸徴収等、収納強化に向けた取り組みを日常的な業務として継続して行っていく。 滞納事案を和歌山地方税回収機構へ移管するなど、県や一部事務組合を積極的に活用していく。 町営住宅使用料等の滞納整理については、民事調停、支払い催促、少額訴訟制度等を活用して明け渡し請求事務を行っていくことを検討する。 | | | | | |
| | 改善見込 額(千円) | 数値目標 未定 | | | | | |
| H19年度 | | H20年度 | H21年度 | H22年度 | H23年度 | 5ヶ年計 | |
| | | | | | | | |

05. 事務の効率化を目指す項目

| | 項目 | 事務事業評価制度の導入 | 所管課 | 総務課 | | | | | | | | | | | | | |
|--------|-----------|--|--------|--------|------|--|--------|--------|--------|--------|--------|------|--|--|--|--|--|
| 18 | 現在の方法と課題 | 事業の計画時や実施後において、評価は特段行っていない。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 到達目標 | 事務の効率化 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 取組方法 | <p>事務マニュアルを作成し事務事業の合理化・効率化を図ると共に、事務事業評価制度を導入し、その評価の結果を次年度の予算編成及び後年度の財政計画に反映していくシステムの構築を図る</p> <p>事務マニュアル 個別の事業について事業の導入から完結までの流れをスケジュール化、フロー化、各段階における注意点を留意点としてマニュアル的にとりまとめる</p> <p>事務事業評価 厳しい財政状況の中、行政事務の執行に当たっては、限られた財源を今までにも増して、効率的・効果的に使うことが必要不可欠となっている。さらに、最近の行財政改革では、決定過程の透明性や政策効果の明確化などが求められている。このことから、事務事業の公益性、達成度、有効性、依存度及び効率性を評価し、今後の方向性（現状維持、減額、終期設定及び廃止）を検討し、計画的な財政運営を行っていく。</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 改善見込額(千円) | 数値目標 <table border="1"> <thead> <tr> <th>H19 年度</th> <th>H20 年度</th> <th>H21 年度</th> <th>H22 年度</th> <th>H23 年度</th> <th>5ヶ年計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | | | | | H19 年度 | H20 年度 | H21 年度 | H22 年度 | H23 年度 | 5ヶ年計 | | | | | |
| H19 年度 | H20 年度 | H21 年度 | H22 年度 | H23 年度 | 5ヶ年計 | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | 項目 | 県内出張時の日当廃止 | 所管課 | 総務課 | | | | | | | | | | | | |
|--------|-----------|--|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|------|--|--|-------|-------|-------|
| 19 | 現在の方法と課題 | 職員の出張時の日当は郡内及び近隣市町を除き、県内で日帰りの場合 1 日 2,000 円、特別職は 3,000 円の支給がある。 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 到達目標 | 経費の節減 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 取組方法 | <p>高速道路が整備され、和歌山方面への出張が短時間で可能になったことから、県内出張で日帰りの場合の日当は廃止する(経費削減額 約 200 万円 平成 18 年度比較)</p> <p>職員・議員以外の者(各種委員等)が出張した場合の費用弁償、日当は別途検討する。</p> | | | | | | | | | | | | | | |
| | 改善見込額(千円) | 数値目標 (県内出張時の日当廃止による節減額) <table border="1"> <thead> <tr> <th>H19 年度</th> <th>H20 年度</th> <th>H21 年度</th> <th>H22 年度</th> <th>H23 年度</th> <th>5ヶ年計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>2,000</td> <td>2,000</td> <td>2,000</td> <td>6,000</td> </tr> </tbody> </table> | | | | H19 年度 | H20 年度 | H21 年度 | H22 年度 | H23 年度 | 5ヶ年計 | | | 2,000 | 2,000 | 2,000 |
| H19 年度 | H20 年度 | H21 年度 | H22 年度 | H23 年度 | 5ヶ年計 | | | | | | | | | | | |
| | | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 6,000 | | | | | | | | | | | |

2. 組織・機構の見直し

(1) 基本方針

高齢・少子化、情報化、国際化等社会経済情勢の変化に対応し、新たな行政課題や住民の多様なニーズに即応した施策を総合的・機能的に展開できるよう組織・機構の見直しを図っていく。

現機構における課等の事務事業において、事務量の片寄りや事務処理上の不都合なもの、事務の増大によるもの、直接関連また類似するものが複数の課で行われているもの、今後現担当課で事務を行う上で支障が予想されるもの等々に対処し、実質的に事務事業を円滑に遂行できるものとしていく。

(2) 具体的項目と数値目標

組織・機構の見直しに関して3の項目を掲げ、うち「分庁舎方式の解消」で具体的に数値目標を設定し、平成23年度までに約6,600千円の節減を目指す。

単位：千円

| | 平成 19年度 | 平成 20年度 | 平成 21年度 | 平成 22年度 | 平成 23年度 | 削減額 合計 |
|--------------|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|
| 2. 組織・機構の見直し | 0 | 0 | 0 | 0 | ▲6,643 | ▲6,643 |

| | 項目 | 分庁舎方式の解消（第1庁舎への早期統合） | | | 所管課 | 総務課 |
|-------|---------------|---|-------|-------|-------|-------|
| 20 | 現在の方法と課題 | <ul style="list-style-type: none"> ・第2庁舎窓口への来客数は減少しており、現在は住民環境課職員が交代で出向している。 ・行政部局の課が2施設に分かれており、関連する業務の打ち合わせなどでは施設間の移動が必要で、業務上効率的でない面がある。 ・役場の施設で電算機器、コピー機、電話設備等、更新時期が近い設備があり、現状で整備すれば2箇所への投資が必要となる。 | | | | |
| | 到達目標 | 事務の効率化 施設維持費の削減 | | | | |
| | 取組方法 | <p>庁舎の統合については、大幅な経費節減が見込まれることから、地域住民の理解を得て、第2庁舎で行っている窓口業務の代替えについて検討を進め、町の定員管理計画による職員数が1つの庁舎へ配置できると見込まれる平成23年4月を目標に分庁舎方式の解消を進める。</p> | | | | |
| | 改善見込額 (千円) | 数値目標（庁舎の統合による維持管理費の節減額） | | | | |
| H19年度 | | H20年度 | H21年度 | H22年度 | H23年度 | 5ヶ年計 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 6,643 | 6,643 |

| | 項目 | 組織機構の見直し（効率の良い組織づくり） | | | 所管課 | 総務課 |
|-------|---------------|---|-------|-------|-------|------|
| 21 | 現在の方法と課題 | 定員適正化計画による職員の減少に対応できる組織作りと業務の見直しが必要となってきた。 | | | | |
| | 到達目標 | 業務の効率化 政策・施策目的に対応した適正な事務事業の執行 | | | | |
| | 取組方法 | <p>平成19年7月の機構改革後の組織体制について、その効果を検証し住民ニーズの変化に応じて組織の見直しを検討していく。</p> <p>近年では従来の各課縦割りの事務分掌区分では対応できない業務があることから、各課の連絡、連携の推進により効率の良い行政組織を目指す。</p> | | | | |
| | 改善見込額 (千円) | 数値目標 | | | | |
| H19年度 | | H20年度 | H21年度 | H22年度 | H23年度 | 5ヶ年計 |
| | | | | | | |

| | 項目 | 各種審議会等への女性の参画推進 | 所管課 | 総務課 | | |
|-------|---------------|--|-------|-------|-------|------|
| 22 | 現在の方法及課題 | 町が主宰する各種審議会等で女性が占める割合が少ない | | | | |
| | 到達目標 | 女性の意見の町政への反映 | | | | |
| | 取組方法 | <p>長期総合計画に掲げる共に生きるまちづくりで、男女共同参画社会の実現に向けて、啓発活動や体制づくりに努めることとなっていることから、行政が組織する各種審議会等の構成においても考慮していく。</p> <p>全ての審議会等について構成員の3割以上の女性の参画を目指す。</p> | | | | |
| | 改善見込額 (千円) | 数値目標 | | | | |
| H19年度 | | H20年度 | H21年度 | H22年度 | H23年度 | 5ヶ年計 |
| | | | | | | |

3. 定員管理及び給与の適正化の推進

(1) 基本方針

定員管理に当たっては、平成18年10月に策定したみなべ町職員定員適正化計画に基づき、定員管理を行い新規の行政需要に対しても職員の配置転換により対処する。

今後とも適正な定員管理を一層推進するため、事務事業の見直し、組織・機構の簡素合理化、民間委託、OA化等に積極的に取り組んでいく。

職員給与の適正化に当たっては、職員給与が町財政に占める割合と、職員の勤務意欲・士気の高揚及び人材確保につながる重要な勤務条件である点を考え合わせ、適正な管理に努めていく。これとともに、給与水準、給与制度について、公表等を通じ町民の理解が得られるよう努めていく。

(2) 具体的項目と数値目標

定員管理及び給与の適正化の推進に関して4の項目を掲げ、うち「定員管理計画による職員数の削減」「職員手当等の見直し」について具体的に数値目標を設定し、平成23年度までに約167,000千円の節減を目指す。

単位：千円

| | 平成 19年度 | 平成 20年度 | 平成 21年度 | 平成 22年度 | 平成 23年度 | 削減額 合計 |
|--------------------|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|
| 3. 定員管理及び給与の適正化の推進 | | | | | | |
| 01 定員管理計画による縮減 | 6,270 | ▲9,624 | ▲19,881 | ▲26,762 | ▲101,315 | ▲151,312 |
| 02 給与の適正化の推進 | 0 | 0 | ▲4,030 | ▲5,730 | ▲5,730 | ▲15,490 |
| 合計 | 6,270 | ▲9,624 | ▲23,911 | ▲32,492 | ▲107,045 | ▲166,802 |

| | 項目 | 定員管理計画による職員の削減 | 所管課 | 総務課 | | |
|-------|---------------|---|--------|--------|---------|---------|
| 23 | 現在の方法 と課題 | 平成18年10月に策定したみなべ町職員定員適正化計画に基づき、定員管理を行っている。 | | | | |
| | 到達目標 | 定員適正管理 人件費の削減 | | | | |
| | 取組方法 | 引き続きみなべ町職員定員適正化計画に基づき、定員管理を行い、新規の行政需要に対しても職員の配置転換により対処し、今後とも適正な定員管理を一層推進する。 | | | | |
| | 改善見込額 (千円) | 数値目標 (定員管理計画に基づく人件費の節減額) | | | | |
| H19年度 | | H20年度 | H21年度 | H22年度 | H23年度 | 5ヶ年計 |
| 6,270 | | 9,624 | 19,881 | 26,762 | 101,315 | 151,312 |

| | 項目 | 早期退職制度の導入 | 所管課 | 総務課 | | |
|-------|---------------|--|-------|-------|-------|------|
| 24 | 現在の方法 と課題 | 制度は導入していない。 | | | | |
| | 到達目標 | 組織の活性化 人件費の削減 | | | | |
| | 取組方法 | 職員の勤奨退職制度は旧町村では運用してきており、また和歌山県市町村職員退職手当事務組合の支給条例では通常の制度として規定されていることから、取扱要綱等、町の判断で随時導入できる制度である。 単年度の多数退職による職員数の激減緩和や職場の新陳代謝、人件費の縮減などに大きな効果が考えられることから早期退職制度を導入する。 | | | | |
| | 改善見込額 (千円) | 数値目標 未定 | | | | |
| H19年度 | | H20年度 | H21年度 | H22年度 | H23年度 | 5ヶ年計 |
| | | | | | | |

| | 項目 | 職員手当等の見直し | 所管課 | 総務課 | | |
|-------|---------------|---|-------|-------|-------|--------|
| 25 | 現在の方法 と課題 | 現在、管理職手当は定率で支給している。 勤勉手当の積算に扶養手当を算入している 特別職（町長、副町長、教育長）の給料、期末手当の加算率を県内他町村と調整 する必要がある | | | | |
| | 到達目標 | 職員手当の見直し 人件費の節減 | | | | |
| | 取組方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・管理職手当を定率から定額に改正する。 ・勤勉手当基礎額から扶養手当額を除く。 ・特別職（町長、副町長、教育長）の給料と期末手当加算割合の見直し 特別職報酬等審議会における審議を踏まえ、県内他町村との状況を勘案した適正 なものとする。 | | | | |
| | 改善見込額 (千円) | 数値目標（職員手当等の見直しによる節減額） | | | | |
| H19年度 | | H20年度 | H21年度 | H22年度 | H23年度 | 5ヶ年計 |
| 0 | | 0 | 4,030 | 5,730 | 5,730 | 15,490 |

| | 項目 | 時間外勤務手当の削減 | 所管課 | 総務課 | | |
|-------|---------------|---|-------|-------|-------|------|
| 26 | 現在の方法 と課題 | 行政の業務はニーズの多様化、専門化や国や県からの権限委譲により事務量が増 加する一方、職員数は抑制基調にあることから、時間外勤務が増加する傾向にある | | | | |
| | 到達目標 | 事務能率の向上 適正な職員配置 職員の健康維持 | | | | |
| | 取組方法 | 事務配分の見直しや職員の適正配置により時間外勤務の削減に勤め、命令者であ る課長の管理責任の徹底を図る。 振替休制度は、より実効性のある制度にするため、組織の見直しも含め職員管 理のあり方について検討し、代休を取得しやすい体制を目指す。 | | | | |
| | 改善見込額 (千円) | 数値目標（目標数値は定員管理計画による節減額を含む） | | | | |
| H19年度 | | H20年度 | H21年度 | H22年度 | H23年度 | 5ヶ年計 |
| | | | | | | |

4. 人材育成の推進及び人材確保

(1) 基本方針

和歌山県市町村職員研修協議会等への研修に、職員を積極的に参加させ、資質の向上を図っていく。

地方分権の拡大に伴い、より高度な政策形成能力や創造的能力、法務能力等が必要とされるため、職場における実務研修の充実、高度・専門的な外部の研修への積極的な参加を推進するとともに、自己啓発（研鑽）意識の徹底を図っていく。

人材育成の観点に立った人事管理、職場風土や仕事の推進プロセスの改善見直し等により、人材育成環境を整備し、職員の意欲向上や創意工夫を促すように努めていく。

(2) 具体的項目と数値目標

人材育成の推進及び人材確保に関して2の項目を掲げ行政改革を推進する。

| | 項目 | 職員の研修 | 所管課 | 総務課 | | |
|-------|---------------|---|-------|-------|-------|------|
| 27 | 現在の方法 と課題 | 和歌山県市町村職員研修協議会の専門研修に参加させている。 中堅職員を年間2名程度自治大学校へ派遣している。 | | | | |
| | 到達目標 | 人材育成（職員の意識改革、能力向上） 関係機関との繋がり強化 | | | | |
| | 取組方法 | 限られた財源と人員の中で町民サービスの質の向上を図るため、職員一人ひとりが能力を高める必要があることから、研修組織への積極的な参加や職場内部での研修体制の充実を図っていく。 専門的な業務についても研修により職員を育成して、持続的な組織の形成を図る。 | | | | |
| | 改善見込額 (千円) | 数値目標 | | | | |
| H19年度 | | H20年度 | H21年度 | H22年度 | H23年度 | 5ヶ年計 |
| | | | | | | |

| | 項目 | 職員相互の情報共有と課題の認識 | 所管課 | 総務課 全課室 | | |
|-------|---------------|---|-------|------------|-------|------|
| 28 | 現在の方法 と課題 | 庁議として課長職による会議（課長会）を毎月1回を開催している。 職員が町政の情報を共有し、円滑な行政運営を図る必要がある。 | | | | |
| | 到達目標 | 情報共有による円滑な行政運営 | | | | |
| | 取組方法 | 課長会を中心に町政に関する課題を話し合い、その内容を職員に伝えることによって情報の共有、意志の疎通を図り、職場全体で町の課題に取り組んでいく組織を目指す。 情報の共有手段として、庁内のネットワークを積極的に活用する。 | | | | |
| | 改善見込額 (千円) | 数値目標 | | | | |
| H19年度 | | H20年度 | H21年度 | H22年度 | H23年度 | 5ヶ年計 |
| | | | | | | |

5. 行政の情報化と行政サービスの向上

(1) 基本方針

情報処理については、業務内容を再検討し、OAシステムの見直し等により行政事務のさらなる効率化、住民サービスの向上（迅速化等）を図っていく。

よりよい行政の推進には、町民の行政への理解と協力が重要であり、町の行政活動の広報誌による周知等、さらに適時・適切な分かりやすい行政情報の提供に努めていく。

日常業務の中での町民の意見を大切にし、町民の立場に立った行政サービスの向上・提供方法等の改善を推進していく。

(2) 具体的項目と数値目標

行政の情報化と行政サービスの向上に関して1の項目を掲げ行政改革を推進する。

| | 項目 | 行政情報の提供 | | | | 所管課 | 総務課 関係課 |
|-------|---------------|---|-------|-------|-------|------|------------|
| 29 | 現在の方法 と課題 | 町民協働を進めるためには、町民に信頼される町役場を実現し、町民との良好なパートナーシップを築いていかなければならない、そのためにも町民への情報提供は必要不可欠な要素である | | | | | |
| | 到達目標 | 町民への町政情報の提供 町民協働の推進 | | | | | |
| | 取組方法 | <p>みなべ町長期総合計画 基本計画第4章「町民参画と官民協働のまち」の第1節 町政への町民参加参画の推進の基本方向に沿って推進していく。</p> <p>(基本方向) 「町民の積極的な参画を進めるため、広報誌、インターネット、防災行政無線などをより一層活用した十分な質と量の情報提供につとめ、各区、各種委員会、グループ等の活動を把握し、より細かく町民の意見、要望の広聴活動に努め、町民の町政への関心、理解を高めます。」</p> | | | | | |
| | 改善見込額 (千円) | 数値目標 | | | | | |
| H19年度 | | H20年度 | H21年度 | H22年度 | H23年度 | 5ヶ年計 | |
| | | | | | | | |

6. 公共施設の設置及び管理運営

(1) 基本方針

公共施設の管理運営については、業務の民間委託や指定管理者制度の導入などにより経費の縮減を図ると共に、地域住民との協働による管理運営体制の整備を図っていく。

施設の設置については既存施設の改修等も含め、その効果と必要性を十分検討し、町全体として効率の良い施設整備を図っていく。

利用者の利便性の向上、施設の有効活用を推進するため、その運営方法について、利用者の立場に立った方策を図っていく。

(2) 具体的項目と数値目標

公共施設の設置及び管理運営に関して 2 の項目を掲げ行政改革を推進する。

| | 項目 | 指定管理者制度の導入 | 所管課 | 総務課 関係課 | | |
|-------|---------------|---|-------|------------|-------|------|
| 30 | 現在の方法 と課題 | 指定管理者制度に移行している施設は国民宿舎、デイサービスセンター「ゆうゆう館」、紀州備長炭振興館、ひかり保育所の4施設である。 | | | | |
| | 到達目標 | 管理・運営の効率化 経費の節減 | | | | |
| | 取組方法 | 制度の導入によって管理運営費の節減と住民サービスの向上に効果があるかどうか検証し、他施設への導入についても検討していく。 | | | | |
| | 改善見込額 (千円) | 数値目標 未定 | | | | |
| H19年度 | | H20年度 | H21年度 | H22年度 | H23年度 | 5ヶ年計 |
| | | | | | | |

| | 項目 | 施設の統廃合 | 所管課 | 総務課 関係課 | | |
|-------|---------------|---|-------|------------|-------|------|
| 31 | 現在の方法 と課題 | 将来の課題として、町内中学校の統合（町内1中学校構想）がある。 農業集落排水と公共下水道の処理施設の統合を検討している | | | | |
| | 到達目標 | 適正規模によるサービスの充実 業務の効率化 経費の節減 | | | | |
| | 取組方法 | <p>中学校の統合については、本格的な少子高齢化社会の到来で減少している園児・児童生徒数の推移を見ながら中長期的な対応として検討していく。 まちづくりや地域づくりの観点からも検証し、広く議論を積み上げて取り組んでいく。</p> <p>農業集落排水と公共下水道の処理施設の統合は、処理施設を集約することによって将来の維持経費節減が図れることから、関係者の理解を得ながら進めていく。</p> | | | | |
| | 改善見込額 (千円) | 数値目標 未定 | | | | |
| H19年度 | | H20年度 | H21年度 | H22年度 | H23年度 | 5ヶ年計 |
| | | | | | | |

7. 公債負担の健全化

(1) 基本方針

町の財政運営において後年度の大きな負担となる町債の発行については、必要最小限にとどめ、発行にあたっては地方交付税等の財政措置のある起債を優先し、後年度の財政負担の軽減を図る。また、公債費負担の軽減を図るため繰上償還を実施していく。

(2) 具体的項目と数値目標

公債負担の健全化に関して1の項目を掲げ、「起債の繰上償還の実施」について具体的に数値目標を設定し、平成23年度までに約40,000千円の節減を目指す。

単位：千円

| | 平成 19年度 | 平成 20年度 | 平成 21年度 | 平成 22年度 | 平成 23年度 | 削減額 合計 |
|-------------|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|
| 7. 公債負担の健全化 | 10,184 | 6,831 | 9,268 | 8,598 | 5,442 | 40,323 |

| | 項目 | 起債の繰上償還の実施 | 所管課 | 総務課 | | |
|----|---------------|--|--------|--------|--------|--------|
| 32 | 現在の方法及課題 | 地方債の借入において、「協議団体」から「許可団体」に移行する数値（実質公債費比率）が基準値 18%を超える数値を示している。 | | | | |
| | 到達目標 | 公債負担の健全化 | | | | |
| | 取組方法 | 合併後の新町まちづくりの着実な推進が求められる中で、施設整備の財源に地方債は必要ではあるが、地方債の計画的な発行に努めるとともに、公的資金・民間資金の繰上償還を実施し後年度の公債費負担を抑制する。 | | | | |
| | 改善見込額 (千円) | 数値目標（繰上償還による節減額） | | | | |
| | | H19 年度 | H20 年度 | H21 年度 | H22 年度 | H23 年度 |
| | 10,184 | 6,831 | 9,268 | 8,598 | 5,442 | 40,323 |